

◇◇◇ シリーズ／歯科差額徴収に関する質疑 第四回 ◇◇◇

昭和 50 年 6 月 26 日 衆院社会労働委員会より参考人・佐野恵明氏（日本歯科技工士会専務理事）の発言

[001/001] 75 - 衆 - 社会労働委員会 - 24 号

昭和 50 年 06 月 26 日

○佐野参考人 日本歯科技工士会の専務理事をやっております佐野でございます。

私ども歯科技工士というのは非常に弱者の立場でございます、こういう席で意見を述べさせていただくというような機会はかつてございませんでした。本日は初めてでございますし、大変緊張いたしております。その点、言葉の不行き届きがあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

まず今日の歯科医療の混乱につきまして、私どもは、残念ながら現在の歯科技工士というのは歯科医師の経済下にすっぽりと入っているというのが実情でございます。こういう立場におりまして、ただ私どもも歯科医療の中にコミットをしているという現実から、この混乱について何か組織としての統一見解はまとめていかなければならぬであろうという意見が会員の中から多く出てまいりました。われわれがこの問題について組織の意思を統一し、見解を発表をするということにつきましては、会員の生活の擁護という問題と、また医療倫理、社会正義という非常に二律背反するような問題を、これを統一をするという形でどこかに接点を求めていこうということで、本会はさきに統一見解をまとめて世間に発表をいたしました。

その中で、私どもがその作業の過程で感じましたことは、今日の医療混乱の大きな原因は、国の低医療政策のしわ寄せが歯科に来ているのではないかという点でございます。総医療費に占めます歯科のシェアが、ピークのときには一四・五％という数字を示していたわけですが、最近では総医療費に占める歯科の割合というのが九％までダウンをしております。ここにも何かいま世間で問題にされております差額徴収というものが起こる原因があるのではないかというようにも考えます。また、去る四十一年三月の衆議院の予算委員会におきまして、当時の保険局長が、日本歯科医師会の緊急是正の要望について、歯科については差額徴収を認めるという方向で考えなければならぬではないかというような発言があったやに聞いております。これはやはり歯科の特殊性というものについての行政の配慮の不足があるかと思っております。

また、現在保険制度の中では、歯科の技工士というものは全く位置づけをされておられません。私どもは現在歯科技工料金というものをどういうふうにして決めているかと申しますと、基本的には自由経済の立場から原価計算に基づいて決めてはおりますが、われわれの歯科技工料の支払い側である歯科医師が現在の保険制度の統制下にあるわけですから、われわれ歯科技工士もこれの影響を免れることはできず、むしろこれに完全に組み込まれているというのが現状でございます。当然、つくる者、つくる歯科技工士に支払われてもよろしいであろうというように私どもが考えております歯科の保険点数の中のものでさえ、

実態はその五五%から八〇%ぐらいしかわれわれには支払われていないというのが現実でございます。また、われわれがそういう中で、たとえば保険点数を決める審議会での発言も許されておられませんし、また医師、歯科医師でございます税の優遇措置の問題も、われわれ弱者である歯科技工士には全く恩恵が与えられていないというのが現実でございます。われわれは、安い技工料金でただ長時間労働によって自分たちの生活を支えておるといのがいまの歯科技工士の実情であり、われわれこそ現在の保険制度の中での最大の被害者であろうというように思います。ただわれわれは、医療の倫理と社会正義、また医療技術者としての使命感で現在まで国の医療政策には協力をしてまいりましたし、今後もそういう形で協力は惜しまないつもりでございます。

もう一つ、現在の医療の混乱について申し上げたいと思いますことは、確かに歯科医師の一部の先生方の中に医療倫理の欠けている面があるのではないかとこのようにマスコミ等によって大きく伝えられております。この問題について、先日NHKのテレビにある地区の歯科医師が出ておりました。私も非常に興味を持ってこのテレビを拝聴したわけですが、その中でその歯科医師が、私はグリーン車のお客を扱うのだ。記者の質問で、それでは弱者の切り捨てかという質問に答えまして、その先生は、弱者の切り捨てで結構だというような発言がございました。私は人間として、また歯科医療の中で働く者として非常に大きな義憤を感じました。こういう先生方が一部にあるということだけは、このテレビを見ても事実であろうかと思えます。ただ、その裏に多くのまじめな歯科医師の先生方がたくさんいるということも事実でございます。私の知り合いの歯科医師で、自分の息子を歯科大学に入れるのに千五百万、二千万の入学寄付金がかかる、その先生は住宅と診療所を別々にしておりましたが、自分の住宅を売って診療所にささやかな住宅をくっつけて、住宅を売った資金の一部を息子の歯科大学への入学の寄付金に充てたという事実もございません。そういう面からいきますと、まじめに働いている歯科の先生方の多いということについても皆様方の御理解をいただきたい。私は歯科医師の弁護をするつもりは毛頭ございませんが、事実は事実として申し上げたいと思います。

またもう一つ、国や地方自治体が福祉政策を進めるということにつきましては大変結構なことだと思います。ただ、福祉政策を進める中で、たとえば老人の医療の無料化というようなものが進められておりますが、この中におきまして全く歯どめがないわけです。私どもの仲間がある技工所を経営をいたしております。その技工所は四軒、五軒のお得意さんの歯科医を持っておりました。ちょうど一週間前につくった入れ歯の型がまた別の先生から注文がされたということで、事実を調べてみましたら、ある老人が一週間前にはAという医院で、その後またBという医院に行って、一カ月後にはCという医院に行って、同じ入れ歯をつくったというような実態がございます。こういう問題につきましては、いまの医療の混乱については、国も歯科医師会も、また一般の社会の皆さん方も一緒になって真剣に打開策を考えていかなければならぬだろう、私どもはそういうように考えます。

また、三木総理大臣が弱者救済という言葉をよく言いますが、私たち歯科技工士の技工所に対して、よく税務署の立入調査がございます。その税務署の立入調査は、歯科医師の脱税の資料を集めるために歯科の技工所の実態を調査をしているというのが事実でございます。私どもがそういう調査に対して正確なコメントをいたしますと、早速その歯科医師

から仕事の発注をとめられるという事実もございます。国の行政ももう少し弱者について配慮があつてしかるべきではないかということをお私たちは強く訴えたいと思います。

また、われわれの仲間でも国家公務員が多くおります。この人たちの給与のランクを見ますと、同じような教育制度を経ています放射線技師だとか、臨床検査技師とかいう方たち、この人たちには全国に数校の短期大学がございます。私ども歯科技工士はいま全部各種学校でございます。各種学校でも、高校を卒業して二年間行くということにおいては、実質では変わりはないわけです。でも、国は学歴偏重—実力主義ということをお口にしながらい、実態におきましては、われわれと、ほかの短期大学があるという業種との間に著しい給与の隔たりを設けております。こういうものについては、ぜひ御配慮をいただきたいということをお願いしたいと思うわけです。

それと、私どもの歯科の技工士の養成所というのが、昭和四十年には全国で十七校ございましたのが、現在は五十四校ございます。定員数にいたしますと実に五倍近くになっております。われわれ技工士の生活というのは、歯科医師の数とのバランスにおいて考えられることが当然であろうと私たちは思います。それを行政は、いままで五十四校の申請については一校の拒否もしたことがないというように私たちは聞いております。そして、ある県におきましては、技工士と歯科医師の数はいま私たちの県では足りておりますから、技工士学校をつくる必要はありませんということをお申し上げしましたが、結果的にはそこに技工士学校ができました。そして、その県のわれわれ歯科技工士会の会長は、すべての歯医者さんから仕事をとめられて生活ができなくなって、五十年、六十年住んでおりました土地を捨てて、先祖の墓をその土地に残してほかの県に生活を求めて参りました。こういう実態があることをぜひ皆さんにおわかりいただきたいと思うわけでございます。これは、決して歯科医師が悪いとか行政が悪いとかということではなくて、こういう実態はぜひ御理解をいただきたいというように思います。

また最後に、私どもは国会の先生方と行政に対して心からお願いをしたいと思います。私どもは現在保険制度の影響をまともに受けながらも、保険制度の中に技工士というものは組み込まれておりません。当然つくるべき者に支払われる金さえ、私たちはその半分か七〇%しかもらってないのが実情です。いまの保険制度の中に、つくる者が取る部分をぜひ設けていただきたいと思うわけです。歯科技工士に支払われる分野を保険制度の中に設けていただきたいということをおお願いしたいと思います。ただ私どもは、そのときに、現在世論の批判を浴びております税の優遇措置等については、要求をするつもりは全くございません。ぜひよろしくおお願いしたいと思います。

また、いま私どもはほかの医療技術団体と相談をいたしまして、われわれ医療技術者の教育制度をぜひ高めてください、ぜひ四年制の大学にしてくださいという要求を厚生大臣にも文部大臣にも出してあります。ただ、これを昨年の春提出いたしましても何の返事もなし、何の動きがあったというようには聞いておりません。私どもは、ただひたむきに純粋に自分の技術を高め、すぐれた技術をもって国民の歯科医療に貢献をしたいんだというひたむきな願いでございます。こういう問題についてはぜひ御配慮していただき、一日も早い実現をおお願いをしたいと思います。

最後に、私たちは、いまの医療の混乱が医療倫理の欠如にあるということをお痛切に感じ

ております。われわれは毎月発行いたします自分の会報に大きなスペースをとって、医療技術者としての自覚を持ち、医療倫理の高揚に努めろということを毎号毎号声を大きくして叫んでおります。そして、いま歯科技工士の免許証というのは知事の免許になっております。これをぜひ厚生大臣の免許にしてください。ほかの医療技術者団体の免許証は厚生大臣の免許になっておるのが現実です。ですから、私たちに厚生大臣の免許を与えてください、そして会員の意識の啓蒙に役立たせてください、そうすれば会員は医療技術者としての自覚に目覚め、より医療倫理の高揚に役立つのだ、それをいましてくれるのが国ではないのですかという要求をわれわれはしております。近くその要望書を厚生大臣あてに提出いたします。ぜひ国会議員の先生方の心からなる御支援と御理解をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○佐野参考人 先生御指摘のように、本年の二月の予算委員会に当時の本会の森谷会長が参考人として出頭いたしました。

〔委員長退席、葉梨委員長代理着席〕

その席で小宮先生の質疑の中で、現在歯科の金歯は七千円であるというような発言をいたしました。これは本会の実情を全く無視をした発言だということで、その直後に開かれました全国の会長会議でその発言の責任を追及をされました。森谷当時の会長は、当然その中で現在の技工士の実態を訴えるべきであるという立場にありながら全くそれを発言をせずに、非常に七千円というような架空の値段を言ったというようなことでその責任を追及されて引責辞職をしたというのが実態でございます。

また先生御指摘のように、そういう発言を歯科医師会等が圧力をかけてやらしたというようなうわさが一部にはございましたが、実際のその真実については私たちとしてはわかりません。

○枝村委員 それではその次に、引き続いて佐野参考人にお伺いしますが、今日の歯科医療に対して厳しい世論が集中しております。歯科医師会もそのことを非常に心にとめていろいろ御苦労されておるようでありますが、それともう一つは、歯科医療の混乱は、そういう意味から、いま言いましたように歯科医師会の内部の改革を含めて世間の注視の的になっております。斉藤参考人はもう少し時間をかshいで努力をするというようなことを言っておられましたが、このような状態に対して歯科技工士会はどういう受けとめ方をしておられるか、率直にひとつお話を聞きたいと思っております。

○佐野参考人 われわれ歯科技工士会といたしましては、今日の歯科医療の混乱の大きな原因は、国の低医療政策のしわ寄せを歯科に求めたということが第一大きな問題だということに考えております。

また二番目といたしましては、一部の歯科医師のいわゆる先ほどから問題になっております倫理の欠如、また保険制度の欠陥というのがございます。歯科医師会がよく、保険で入れれば入れるほど赤字になるということを申しますが、これは私はある面では事実であるかと思っております。現に保険点数の上がり方が、一般の治療の分野では非常にひどいもの

になりますと三七〇%ぐらい七年間に上がっておるのにもかかわらず、補綴という物を入れたりする部分が七年間に三五、六%しか上がってないというような実態がございます。そういう保険制度の欠陥と一部の医師の倫理観の不足、また国の福祉行政を進める中で、たとえば歯どめがないために老人があっちこっちへ行って自分の入れ歯を三つも四つも持っているというような面、そういう面が相まって今日の医療混乱があるというようにわれわれの会では受けとめております。

○佐野参考人　いまの保険制度の中には、私ども歯科技工士というのは医療技術者でありながら、全くコミットをされておられません。全く位置づけが認められていないというのが実情でございます。そして、私どもがぜひ申し上げておきたいことは、いまの保険制度の中で、たとえば補綴という物を入れるものの中には、たとえば歯科医師が型をとれば、型をとった行為については点数がついておりますし、また何を入れようかという診断をすれば診断の点数もついておりますし、そしてできたものを入れれば、その入れたという点数がすべてその行為については出ているわけでございます。そしてその中に技術料というものがございます。その技術料というものは、本来ならばつくる者がもらえる点数ではないのか。たとえばわれわれ技工士がつくれば、そのつくったものについては、つくった者の点数だというように私たちは解釈をするわけでありまして、ただし実際問題としては、現在、その五〇%から八〇%程度しかもらっていないわけです。われわれの立場から言えば、歯科医師は自分で型をとって、それを技工所に出すときにマージンを取るのですか、それはわれわれに全部よこさないというのはマージンなんですかという問いかけをいたしましても、余りいい返事は返ってきませんし、われわれを納得させる返事は返ってきておりません。私の手元に業界紙の日本医事新聞というのがございます。この中で、つい先日まで中医協の歯科医師会の代表であった方、また日本歯科医師会の常務理事であった方が、日本歯科医師会の役員をおり、中医協のメンバーからおりまして、その先生が、東京都の代議員会でこういうことを申しております。いまの保険点数の中で、その三分の一程度を技工士にはやればいいんだというような発言をされている、こういう記事が載っております。私たちは、こういう先生が中医協の中でメンバーとしていろいろと発言をしていれば、いまのように半分しか技工士には払われないというような実態が出てくるのは当然であろうというように思います。

ちなみに先生方が一番おわかりやすい例を申し上げますと、たとえば総義歯、総入れ歯の点数が、いろいろの行為をずっとトータルをいたしていきますと千三百何点かになります。そのうちに七百点という技術料が入っております。私どもは、技工士の手によって一々全部つくられるわけなんだから、その技術料は技工士がもらってもいいんじゃないのかという主張をいたしますけれども、実態は、いまその全国平均を申し述べますと、われわれの調査によりますと、全国平均で総義歯の技工料として支払われておりますのが三千五百円でございます。それで、過日日本歯科医師会が予算委員会あてに資料を出しまして、東京都の技工料金表というのをつけて出しました。東京都の技工料金表というのを、これでやっているんだというように歯科医師会は出しましたけれども、われわれが実態を調査をいたしますと、東京都の技工料金表は、現実取引をされているのはこの料金表の七〇%

だというように言われております。そうしますと、七百点の総義歯が東京都でも全国平均と同じように三千五百円の工賃しかもらっていないというのが実態でございます。

○佐野参考人 歯科医師会がよく差額徴収が高い原因を技工料金の高騰だということも申しますし、ある新聞によりますと、技工士トンビ論というのがありました。ある歯科医師の先生が、おれたちが幾らかせいでもみんな技工士に持っていかれるんだ、技工士は油揚げをさらっていくトンビだというようなコメントを新聞に発表したことがありました。私たちは、ここに御出席の斉藤先生にもこの問題について抗議いたしたことがございます。先生も、それは暴論だ、そういうことは日本歯科医師会としては全く考えていないというような御発言をいただいたことがありますけれども、いまの保険制度の中でやはり欠陥があることは事実だと思います。たとえば、金のパラジウムというものを材料に使って歯にかぶせる鑄造冠というのがございます。この鑄造冠の現在の保険の中での技術料というのは百五十点になっております。そして、私たち技工士がもらっています技術料というのは全国平均で二千円もらっております。また、東京都におきますと約三千円程度工賃をもらっております。この三千円もらい、全国平均でも二千円もらっているものが、保険点数の中では百五十点ということに位置づけをされております。これは全く保険制度の欠陥であると私たちは指摘をしたいと思っております。それで、私たちがその鑄造冠というものをつくりますのに要する時間は、約二時間から二時間半ぐらいは要しております。そういうことから言えば、歯科医師が入れば入れるほど赤字になるというコメントは当たっていると思っております。ですから、これは保険制度の欠陥としてぜひ国でお考えをいただかなければならぬ問題だというように考えております。

国会会議録検索システムから編集致しました。